

環境省と大塚製薬株式会社による 熱中症対策の推進に関する連携協定

我が国では、夏季において猛暑日や熱帯夜の数が年々増加する中、熱中症は適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができるにもかかわらず、熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数は5年移動平均で1,000人を超える高い水準で推移する等、熱中症は全ての世代の国民の生命や生活に直結する深刻な問題です。

この問題に対処するため、政府においては、熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合において、熱中症への警戒を呼びかける熱中症警戒アラートを令和3年から全国で運用する等、各種の取組を進めてきました。しかしながら、熱中症による死亡者数は依然として増加傾向にあり、地球温暖化の進行を考えすれば、今後被害が更に拡大するおそれがあることから、熱中症対策の強化を図るため、令和5年4月に気候変動適応法を改正し、熱中症発生の予防を強化する仕組みを創設する等の措置を講じ、熱中症対策を一層推進することとしました。

このような新たに設けた仕組みを着実に実施していくためには、国、地方公共団体、事業者等のあらゆる関係者が連携していくことで、国民に対して熱中症予防行動（エアコンを適切に利用する、水分・塩分をこまめにとる等）等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行い、熱中症対策の一層の取組を促していくことが重要です。

環境省と大塚製薬株式会社は、国民への一層の熱中症予防行動の定着及び地域における熱中症対策の更なる推進を図ることで、熱中症による死亡者数を減少させるために協働することで合意しました。

環境省と大塚製薬株式会社は、本連携協定に基づき、以下の活動を展開していくとともに、今後継続的に協働する分野・取組の協議を進めていきます。

1. 国民の熱中症予防行動の定着に向けた、熱中症対策に関する普及啓発・広報
2. 地方公共団体をはじめとする地域における熱中症対策強化支援（高齢者や子ども等の熱中症弱者への見守り・声かけ、地域における対策協議会等運営への貢献等）
3. 地域における熱中症対策の指導者養成講座等の開催
4. その他、国民の熱中症予防行動の定着や地域における取組強化のための継続的な協議

なお、環境省と大塚製薬株式会社は、本連携協定に基づく取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならず、本連携協定に基づく取組以外の目的に使用してはならないものとします。

2023年7月24日

環境省

環境大臣

大塚製薬株式会社

代表取締役社長

西村 明宏

井上 真